

重要事項のご説明

1 はじめに

- この書面は、傷害保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて当社ホームページ(<https://web-yakkan.ms-ins.com/clause/item/list>)に掲載のWeb約款をご覧ください。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券と

- ともにお届けします。ご契約時にWebで閲覧する方法(Web約款)を選択されたお客さまは、当社ホームページをご確認ください(書面の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」はお届けしません)。
- ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

2 マークのご説明

- 契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報** ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項
- しおり** このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

3 商品のご案内

■この書面の対象となる商品は以下の通りです。

行事(レクリエーション)参加者の傷害危険補償契約	施設入場者の傷害危険補償契約	交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約
学校契約団体傷害保険契約	PTA団体傷害保険契約	

4 この書面の構成

- I 契約締結前におけるご確認事項** ▶ P.2~5
 - 1. 商品の仕組み
 - 2. 基本となる補償等
 - 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等
 - 4. 満期返れい金・契約者配当金
- II 契約締結時におけるご注意事項** ▶ P.6
 - 1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)
 - 2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)
 - 3. 死亡保険金受取人
- III 契約締結後におけるご注意事項** ▶ P.7
 - 1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)
 - 2. 解約と解約返れい金
 - 3. 被保険者からの解約

その他ご留意いただきたいこと ▶ 最終ページ

〔後遺障害、始期日、手術、治療、通院、入院、保険期間、満期日〕の用語の説明について

しおり 「用語のご説明」を参照

5 用語の説明

危険	傷害等の発生の可能性をいいます。	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害等が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。	保険契約者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方または補償を受ける方をいい、保険証券記載の被保険者をいいます。	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

普通保険約款 保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。

6 お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合
 三井住友海上お客さまデスク **0120-632-277** (無料)
 チャットサポートなどの各種サービス
 こちらからアクセスできます。
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合
 事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。
 24時間365日事故受付サービス 事故は いち早く
 三井住友海上事故受付センター **0120-258-189** (無料)

指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合
 当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
 [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**
 ・受付時間 平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)
 ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
 ・おかけ間違いにご注意ください。
 ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

この説明書では「**傷害保険**」を説明しています。

傷害保険は、保険期間中に被保険者が下記に掲げる活動中もしくは管理下中において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（「ケガ」といいます）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。ご希望の被保険者の範囲や保険金のお支払い対象となる事故の種類に合わせて、商品をご選択ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

商品名	セットされる特約	被保険者の範囲	保険金のお支払い対象となる事故の種類
行事（レクリエーション）参加者の傷害危険補償契約	●行事参加者の傷害危険補償特約	行事参加者全員、または行事参加団体の行事参加者全員もしくは複数の行事参加団体の行事参加者全員	保険証券記載の行事に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間の事故
施設入場者の傷害危険補償契約	●施設入場者の傷害危険補償特約	施設利用者として施設に入場される方全員	保険証券記載の施設内における事故
交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約	●交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約	特定された交通乗用具に乗っている方	保険証券記載の交通乗用具に被保険者が乗っている間の事故
学校契約団体傷害保険契約	●学校契約団体傷害保険（管理下および管理下外補償）特約	所定の学校等に所属する園児、児童、生徒または学生全員	保険期間中の事故。 入院保険金、手術保険金および通院保険金については、事故の発生の日から起算して7日が満了する日以降においてなお、入院保険金または通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当している場合に限り、入院保険金、手術保険金または通院保険金のうちお支払いすべき保険金をお支払いします。
	●学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償）（フランチाइズなし）特約		学校の管理下(*)にある間の事故。 (*)「学校の管理下」の定義については、学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償）（フランチाइズなし）特約をご参照ください。
	●学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償）（フランチाइズ7日、14日）特約		学校の管理下(*)にある間の事故。 入院保険金、手術保険金および通院保険金については、事故の発生の日から起算して保険証券記載の日数（7日または14日）が満了する日以降においてなお、入院保険金または通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当している場合に限り、入院保険金、手術保険金または通院保険金のうちお支払いすべき保険金をお支払いします。 (*)「学校の管理下」の定義については、学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償）（フランチाइズ7日、14日）特約をご参照ください。
	●学校契約団体傷害保険（学校の管理下外のみ補償）特約		学校の管理下(*)にない間の事故。 入院保険金、手術保険金および通院保険金については、事故の発生の日から起算して7日が満了する日以降においてなお、入院保険金または通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当している場合に限り、入院保険金、手術保険金または通院保険金のうちお支払いすべき保険金をお支払いします。 (*)「学校の管理下」の定義については、学校契約団体傷害保険（学校の管理下外のみ補償）特約をご参照ください。
PTA団体傷害保険契約	●PTA団体傷害保険特約(B)	「PTAの父母会員、教師会員」、 「PTAの属する学校・保育所に在籍する児童・生徒」、 「PTA会員の同居の親族」および「PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方」	次に掲げる間の事故 ①被保険者がPTAの管理下においてPTA行事(注)に参加している間 ②被保険者がPTA行事(注)に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中

(注)「PTA行事」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。



すべてのご契約に自動的にセットされる特約

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
保険料支払手段に関する特約



任意にセットできる主な特約

行事(レクリエーション)参加者の
傷害危険補償契約

[行事参加者用]往復途上傷害危険補償特約

熱中症危険補償特約

食中毒補償特約

施設入場者の傷害危険補償契約

[施設入場者用]往復途上傷害危険補償特約

熱中症危険補償特約

食中毒補償特約

2. 基本となる補償等

(1) 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。

また、保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ・妊娠、出産、早産または流産によるケガ ・自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転中のケガ ・乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ・ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ ・地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約をセットする場合は保険金をお支払いします。) ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注) ・入浴中の溺水(当社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ・原因がいかなくても、誤嚥^{えん}によって生じた肺炎 <p style="text-align: right;">など</p>
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、1事故につき、180日を限度とします。また、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の入院に対しては保険金をお支払いしません。	
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けた場合に、1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額 × 5	
通院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、約款所定の通院(往診、訪問診療およびオンライン診療を含みます。)をした場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、1事故につき、90日を限度とします。また、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した翌日以降の通院に対しては保険金をお支払いしません。	

※既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
(注)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(2) 保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまのご契約の保険金額は、保険申込書をご確認ください。

- 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は被保険者の年齢・収入等に照らして適切な額となるように設定してください。お引受できない保険金額・ご契約条件等もありますのでご注意ください。
 - 通院保険金日額は、入院保険金日額を超えて設定することはできません。
- ※「交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約」の場合は、定員数の保険金額総額をお決めいただけます。なお、被保険者1名に対する保険金額は、設定された保険金額総額を定員数で割った額(*)となります。
- (*)ケガを被った被保険者数が定員数より多い場合は、被保険者数で割った額となります。

(3) 主な特約の概要 契約概要

セットできる主な特約は次のとおりです。また、ご選択いただいた商品によりセットできない場合がありますのでご注意ください。

天災危険補償特約

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金について地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、保険金をお支払いする特約です。

※特約の詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特約をご確認ください。

(4) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- ①保 険 期 間：保険期間は商品内容に合わせて1年以内で設定してください(ご契約内容によっては保険期間1年となります)。実際に契約する保険期間については、保険申込書をご確認ください。
- ②補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約に異なる時刻が記載されているときはその時刻)に始まり
ます。
- ③補償の終了：満期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約に異なる時刻が記載されているときはその時刻)に終わ
ります。

※上記によらず、以下のご契約の場合の補償は、始期日の午前0時に始まり、午後12時に終わります。

- 行事(レクリエーション)参加者の傷害危険補償契約
- 施設入場者の傷害危険補償契約
- 包括契約特約をセットした交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

- ① 保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。
- ② この保険契約の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。なお、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

最低保険料の取扱いについて知りたい場合

[しおり](#)「最低保険料について」を参照

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

- ① 保険料の払込方法は、ご契約時に保険料の全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります(行事(レクリエーション)参加者の傷害危険補償契約、施設入場者の傷害危険補償契約、交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約、PTA団体傷害保険契約の場合は一時払に限ります)。学校契約団体傷害保険契約で分割払の場合には、保険料は割増とはなりません。また、スマホ決済や当社の指定するクレジットカードまたは請求書による払込方式などもあります。ただし、ご契約内容または代理店・扱者によってはお取扱いできない場合があります。

※1 現金による払込みの場合、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

※2 包括契約の場合は、ご契約時に暫定保険料を払い込み、保険期間終了後に確定保険料との差額を精算いただく方法(確定精算)となります。詳細は、後記「その他ご留意いただきたいこと」[4](#)確定精算をご確認ください。

- ② 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

- ① 保険料は、ご契約と同時に払い込んでください。なお、学校契約団体傷害保険では、保険料を分割して払い込んでいただくことも可能です。詳細は特約の「保険料の分割払」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- ② 学校契約団体傷害保険の分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。
- ③ 初回保険料を口座振替で払い込んでいただく場合、保険料は保険期間の開始する月の翌月に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。

初回保険料の引き落とし前に事故が発生した場合は、原則として、代理店・扱者または当社へ初回保険料を払い込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認させていただいた後、保険金をお支払いします。

4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。
この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①被保険者数

②行事・施設名称等^(注1)

③同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等^(注2)の有無

(注1) 行事(レクリエーション)参加者の傷害危険補償契約、施設入場者の傷害危険補償契約、交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約、学校契約団体傷害保険契約の場合に告知事項となります。

(注2) 団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下のみとなるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3. 死亡保険金受取人

注意喚起情報

- (1) 行事(レクリエーション)参加者の傷害危険補償契約、施設入場者の傷害危険補償契約、交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約、PTA団体傷害保険(準記名式契約)^(注)、学校契約団体傷害保険(被保険者名を記載しない方式)については、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定めることはできません。
 - (2) 死亡保険金受取人を定めなかった場合、死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
 - (3) 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者の同意を得てください。なお、同意のないまま契約された場合、保険契約は無効となります。
- (注) 準記名式契約とは、団体と一定の関係にある方を被保険者とし、明細書に被保険者氏名を記載することなく、あらかじめ定めた条件で補償する契約方法です。なお、ご契約にあたっては、被保険者名簿の備え付けが必要です。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ② 特約の追加など、契約条件を変更する場合

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

※PTA団体傷害保険契約の場合、保険料は返還できません。

3. 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者にご契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者が解約を希望するとき

しおり 「被保険者による保険契約の解約請求について」を参照

その他ご留意いただきたいこと

1 事故が起こった場合

事故が起こった場合、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。

ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に定める書類等をご提出いただく必要があります。

事故時の手続き等について知りたい場合

しおり 「事故が起こった場合の手続き」を参照

2 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

● 再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

3 契約取扱者の権限 **注意喚起情報**

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。

したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

4 確定精算

保険料を見込人数や台数等をもとに計算した暫定保険料等により契約した保険契約は、満期後に確定保険料との差額をご精算いただく契約方式となります。なお、契約内容により一定の条件に合致した場合、「保険料確定特約」をセットすることにより、確定精算を不要とする契約方式を選択できます。その場合には、保険料の確定精算省略に関する同意および告知に関する書類を提出してください。

5 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の継続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

6 継続契約について

- (1) 保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、補償内容を変更することがあります。
- (2) 当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 共同保険

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

8 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

その他、以下の項目は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

しおり 「無効、取消し、失効について」「ご契約内容および事故報告内容の確認について」

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス) こちらから
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/> アクセスできます▶
(お客さまデスク) 0120-632-277(無料)



● ご相談・お申込先